

令和 7 年 3 月 3 日

お客さま 各位

愛媛県信用金庫協会による相続手続き共通化について

東予信用金庫(理事長 飯尾泰和)は、令和 7 年 3 月 3 日(月)より、株式会社 伊予銀行(頭取 三好賢治)と株式会社 愛媛銀行(頭取 西川 義教)が実施しております「預金等の相続手続きに関する共通化」に参加することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本取組みは、愛媛県信用金庫協会加盟の 4 金庫(愛媛信用金庫 理事長 八石 玉秀、宇和島信用金庫 理事長 濱田 竜也、東予信用金庫 理事長 飯尾 泰和、川之江信用金庫 理事長 日浦 博基)が合同で実施するものです。

記

1. 実 施 日

令和 7 年 3 月 3 日(月曜日)

2. 共通化の目的

高齢化社会を迎え、預金等の相続が増加傾向にあるなか、相続手続きは金融機関ごとに必要な書類が異なるなど、お客さまのご負担が生じておりました。

このようななか、お客さまの利便性向上とご負担の軽減を図るため、令和 6 年 4 月より株式会社 伊予銀行、株式会社 愛媛銀行の両行で相続手続きにおける記載内容やご提出いただく書類の共通化が実施されています。

今般、より多くのお客さまの利便性向上を図るため、愛媛県信用金庫協会加盟の 4 金庫が本取組みに参加することといたしました。

3. 共通化の概要

- (1) 相続手続き依頼書類の様式及び記入方法の共通化
- (2) ご提出いただく確認書類の共通化
- (3) 相続手続きの簡素化基準の共通化 (簡素化に対応する金額は、各信用金庫によって異なります)

(注) 本件は、相続手続きを共同で実施するものではないため、必要書類の提出等は金融機関ごとに必要となります。また、各金融機関において一部相違する取扱いもあります。

以上